

**第Ⅱ部 畜種別衛生管理規範**  
**(Generic Model)**

**豚 編**

## 目 次

<b>1. 施設の設計及び設備の要件</b>	<b>3</b>
(1) 施設の立地及び構造	
(2) 施設内部のデザイン、配置及び構造	
(3) 豚に接する装置、配置、構造	
(4) 給餌、給水、排水とその装置	
(5) 温度管理、空調及び換気	
(6) 照明	
(7) 貯蔵庫	
(8) 装置（用具など）	
(9) 人の便所などの衛生設備	
<b>2. 施設・設備及び機械・器具の保守及び衛生管理</b>	<b>5</b>
(1) 施設・設備の保守及び衛生管理	
(2) 機械・器具の保守及び衛生管理	
(3) 洗浄・消毒プログラム	
(4) そ族・昆虫・野鳥・獣害の駆除・防除	
(5) 廃棄物（敷料・糞、死体）の取り扱い	
(6) 効果的なモニタリング	
<b>3. 原材料（素畜、飼料、使用水等）</b>	<b>10</b>
(1) 供給側の生産環境とそこにおける取り扱いの証明	
(2) 素畜、飼料等の受入れ要件と管理	
(3) 供給側の保管及び輸送の要件と管理	
(4) 使用水の受入れ要件と管理	
<b>4. 豚の取り扱い</b>	<b>13</b>
(1) 危害の管理（衛生と健康管理）	
(2) 生産時の保守管理及び人の衛生	
(3) 文書化及び記録	
(4) 回収・処置手順	
<b>5. 出荷豚の運搬</b>	<b>18</b>
(1) 車両及びコンテナの必要条件	
(2) 車両及びコンテナの保守管理	
(3) 出荷豚の衛生管理	
<b>6. 出荷豚に関する情報及び出荷先の意識</b>	<b>19</b>
(1) 出荷先からの情報収集	
(2) 出荷先への情報提供と出荷先への意識	
<b>7. 従事者の衛生と安全</b>	<b>19</b>
(1) 豚舎内で従事する者	

(2) 豚の搬入に従事する者	
(3) 豚の搬出に従事する者	
(4) 外来者の衛生	
<b>8. 従事者の教育・訓練</b>	<b>・ ・ ・ ・ ・ 21</b>
(1) 衛生意識及び責任感	
(2) 教育・訓練プログラム	
(3) 研修及び管理(教育効果の確認)	
(4) 再教育・訓練	
<b>9. 重要管理事項</b>	<b>・ ・ ・ ・ ・ 22</b>
(1) 豚の健康管理に関わる要求事項	
(2) 抗菌性物質等薬物の残留に関わる要求事項	
(3) 注射針の残留に関わる要求事項	
(4) 有害微生物の異常汚染に関わる要求事項	

## 1. 施設の設計及び設備の要件

### (1) 施設の立地及び構造

#### ① 施設の立地環境

##### ア 立地

- (ア) 施設の周囲に悪臭、煙、塵埃の発生源がない場所であること。
- (イ) 上水道、井戸水が十分に受給できる場所であること。
- (ウ) 排水処理が適切にできる場所であること。

##### イ 周囲

- (ア) 施設の周囲の敷地は、水が溜まりにくいように、また塵埃が発生しにくいように、整地されていること。
- (イ) 施設の敷地内は、整理、整頓されていること。

#### ② 施設（又は設備）の構造

- ア 施設は、豚の飼育に適した適切な配置になっていること。
- イ 豚舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ウ 豚舎、飼料保管施設、糞尿処理施設、堆肥保管施設、廃棄物保管施設は、ネズミ、衛生害虫等を防ぐ構造であること。
- エ 施設は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- オ 堆肥保管施設は、堆肥を雨、風等から防ぐもので覆われていること。
- カ 糞尿処理施設、堆肥保管施設、廃棄物保管施設の床は、不浸透性の材質のものであること。

#### ③ 付帯施設・設備

##### ア 洗剤、殺菌剤、薬剤保管設備

- (ア) 設備は、直射日光の当たらない場所に設置すること。
- (イ) 設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られていること。

##### イ 冷蔵保管設備

設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られており、かつ、温度管理ができる設備であること。

##### ウ 踏み込み消毒槽

靴の底、側面、甲が消毒できる設備であること。

##### エ 車両消毒設備

タイヤ、タイヤハウス、車両表面が消毒できる設備であること。

##### オ 豚舎内に野鳥が侵入できないように、防鳥ネット等で工夫されていること。

## (2) 施設内部のデザイン、配置及び構造

- ① 豚が健全で衛生的に飼養されるよう適切にデザインされていること。
- ② 施設は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- ③ 床は十分な排水が可能であるように作られていること。
- ④ 施設内の設備、装置は豚の安全が保たれるように配置され、あるいは適切に保護されていること。
- ⑤ 換気調整が可能であること。
- ⑥ オガ屑等を利用した豚舎（以下「オガ屑豚舎」という。）については、糞尿が地下に浸透しない床面構造であること。

## (3) 豚に接する装置、配置、構造

- ① 壁、隔壁及び床の表面は、清潔が保たれる材質で作られていること。
- ② 床は清掃がしやすく清潔が保たれる構造になっていること。
- ③ オガ屑豚舎では、使用するオガ屑等の安全性と品質が適切で、床面は良好な状態に維持管理できる構造になっていること。

## (4) 給餌、給水、排水とその装置

- ① 給餌設備は適切な給餌が可能で、清潔が保たれる構造になっていること。
- ② 給水設備は適切な給水が可能で、清潔が保たれる構造になっていること。
- ③ 給水設備、貯水槽は、不浸透性の材質で造られていること。
- ④ 井戸水（飲料不適）を使用する場合は、消毒（浄化）装置が備えられていること。
- ⑤ 排水設備、浄化設備は汚水を処理するのに十分な機能と能力を有していること。
- ⑥ 排水溝は、平滑に造られているか、または清掃しやすいように造られていること。
- ⑦ 排水溝は、排水があふれない幅及び深さを有すること。
- ⑧ 排水溝の外への出口には、防鼠等及び衛生害虫防除のため、網等が備えられていること。
- ⑨ オガ屑豚舎では、給水器から排水や漏水がオガ屑等にかからない構造になっていること。

## (5) 温度管理、空調及び換気

- ① 換気装置、空調装置は、これらの装置を設置した施設で必要とされる能力を有すること。
- ② 豚舎内の適切な場所に温度計を設置し、豚舎内の温度が確認でき、温度管理が適切にできるようにすること。

## (6) 照明

照明灯は、豚舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設、精液処理室（AI 室）、トイレ及び作業員更衣室において、作業に適する適度な照度が保持される照明装置を設置していること。

## (7) 貯蔵庫

- ① 貯蔵庫は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。

- ② 貯蔵庫は、ネズミ、衛生害虫等を防ぐ構造であること。
- ③ 貯蔵庫は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- ④ 貯蔵庫の壁、隔壁、及び床の表面は、清潔が保たれる材質で作られて、清掃がしやすく清潔が保たれる構造になっていること。

#### (8) 装置 (用具など)

- ① 機械・器具は、その用途に適した材質であること。
- ② 機械・器具は、破損しにくい材質のものであること。
- ③ 機械・器具の部品は、容易に脱落しないよう保持されていること。

#### (9) 人の便所などの衛生設備

##### ① トイレ

- ア トイレには、手洗い設備が備えられていること。
- イ 手洗い消毒設備が設けられていること。

##### ② 作業員更衣室

- ア 天井、内壁、床は、塵埃が堆積しにくいように、平滑に仕上げられていること。
- イ 更衣室は、各作業員の作業服、靴、帽子等が収納できる設備を有していること。

## 2. 施設・設備及び機械・器具の保守及び衛生管理

### (1) 施設・設備の保守及び衛生管理

#### ① 豚舎

- ア 豚舎内及び豚舎の周辺を整理し、清掃していること。
- イ 塵埃、糞など廃棄物を適切に保管・処理していること。
- ウ 塵埃、クモの巣等がないことを肉眼的に確認すること。
- エ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- オ 清掃は、毎日行うこと。

#### ② 飼料保管施設

- ア 飼料の搬入に当たっては、長時間の外部放置を避け、短時間に処理すること。
- イ 施設は整理・整頓されていること。
- ウ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- エ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- オ 清掃は、定期的に行うこと。
- カ 飼料タンクは、定期的に点検していること。

#### ③ 堆肥保管施設

- ア 豚糞処理施設がある場合は処理施設を備え、流失を防ぐこと。
- イ 施設の周囲に汚水等が漏れていないことを肉眼的に確認すること。
- ウ 汚水漏えい等の確認は定期的に行うこと。

#### ④ 廃棄物保管施設

- ア 廃棄物は、都道府県が定める条例に従い、保管、処理すること。
- イ 廃棄物は、その廃棄物の種類ごとに適した収納容器に入れ、保管、処理すること。
- ウ 施設は、清掃しやすいように、整理・整頓されていること。
- エ 清掃は、定期的に行うこと。

#### ⑤ 精液処理室 (AI 室)

- ア 施設は、整理、整頓されており、清潔で異臭がないこと。
- イ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- ウ 壁、窓枠、床面は塵埃、汚れが認められたら適宜清掃すること。
- エ 清掃は毎日行うこと。
- オ 精液処理室 (AI 室) の出入り口には長靴の汚れを落とす水槽、及び適正濃度に調整した消毒薬を入れた消毒槽を設置し、水槽、消毒槽に汚れが認められた場合はその都度、認められない場合でも定期的に交換すること。
- カ 換気を良くすること。
- キ 精液処理室の室温は、適正に保てるようにされていること。

#### ⑥ 付帯施設・設備

##### ア 手洗い設備

- (ア) 石鹸、タオル、消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 手洗い消毒設備の清掃は、毎日行うこと。

##### イ 給水設備

- (ア) 井戸水を使用する場合は、年1回以上水質検査（色、臭い、細菌検査等）を実施すること。
- (イ) 貯水槽は、年1回以上、清掃すること。

##### ウ 排水設備

- (ア) 排水溝は、悪臭が感じられないように努めていること。
- (イ) 排水溝は、定期的に清掃すること。

##### エ 照明設備

- (ア) 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まっていないか、肉眼的に確認すること。

- (イ) 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。
- (ウ) 照明灯は、毎日機能していることを確認すること。

#### オ 換気、空調装置

- (ア) 換気装置を有する施設においては、換気が正常に機能していること。
- (イ) 空調装置を有する施設においては、空調が正常に機能していること。
- (ウ) 換気装置、空調装置に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。

#### カ 防虫、防鼠、防鳥設備

- (ア) 施設の敷地内は、ネズミ、衛生害虫などの発生、生息、繁殖の原因となるものがないように努めること。
- (イ) ネズミ、衛生害虫などの発生源を発見した場合は、直ちに、発生源を除去すること。
- (ウ) 豚舎内に野鳥、野生動物が侵入できないように、ネット等で工夫されていること。

#### キ 作業員更衣室、休憩室、浴室及びシャワー室

- (ア) 更衣室等は整理・整頓されていること。
- (イ) 清掃は、定期的に行うこと。

#### ク トイレ

トイレは整理・整頓されていること。

#### ケ 踏み込み消毒槽

- (ア) 消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 消毒槽の清掃は、定期的に行うこと。
- (エ) 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

#### コ 車両消毒設備

- (ア) 消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 消毒設備の保守管理は、定期的に行うこと。
- (エ) 保守管理した者は、保守管理したことを記録すること。

#### サ 除糞設備

- (ア) ベルトを有する施設においては、除糞ベルト又はエアーダクトが正常に機能していること。
- (イ) スクレッパを有する施設においては、除糞スクレッパが正常に機能していること。



- (ウ) 除糞設備の保守管理は、定期的に行うこと。
- (エ) 保守管理した者は、保守管理したことを記録すること。

## シ 豚糞処理設備

- (ア) 豚糞処理は、計画的に行われていること。
- (イ) ブロアーを有する設備は、適度な空気量を確認し、計画的に搬入し、効果的な切り替えしが行われていること。
- (ウ) 攪拌式処理設備は、計画的に搬入し、正常に機能していること。
- (エ) 焼却式処理設備は、計画的に搬入し、正常に機能していること。
- (オ) 施設の周囲に汚水等が漏れていないことを肉眼的に確認すること。
- (カ) 汚水の漏出等の有無を定期的を確認すること。
- (キ) 汚水の漏出等を確認した者は、記録すること。

## (2) 機械・器具の保守及び衛生管理

### ① 給餌器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

### ② 給水器

- ア 保守管理後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

### ③ 飼料攪拌器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

### ④ 消毒器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

### ⑤ 精液処理室 (AI 室)

- ア 恒温器は、定期的な点検整備を行い、その記録を所定の期間保管すること。
- イ 恒温器は、所定の温度に制御でき、その状態を外部からモニタリングできるものであること。

- ウ 恒温器の温度計は、定期的に校正していること。
- エ 精液採取、精製に関わる器具は、洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- オ 精液採取、精製に関わる器具は、修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- カ 希釈剤、抗菌剤等の薬剤は規定に従い保管されていること。
- キ AI 室の室内温度は、適切に維持されていること。

### (3) 洗浄・消毒プログラム

清掃・洗浄・消毒プログラムでは、施設・設備・器具のすべての部分が、適切に、かつ確実に、洗浄・消毒されるように、洗浄・消毒の手順、方法、頻度及び必要である場合にはモニタリングの方法を明確にしていなければならない。洗浄・消毒プログラムには洗浄・消毒に用いる装置・器具も含まなければならない。

洗浄・消毒プログラムを文書化する場合には、少なくとも以下の事項が含まれていること。

- ① 洗浄・消毒する施設（又は設備、器具）
- ② 作業責任者
- ③ 洗浄・消毒に用いる資器材（消毒薬は薬品名及び適正濃度とその調整法）
- ④ 洗浄・消毒の手順、方法及び頻度
- ⑤ モニタリングの方法
- ⑥ 記録を必要とする場合は、記録用紙や記録の方法、記録付けの担当者、記録の保管期間

### (4) そ族・昆虫・野鳥・獣害の駆除・防除

#### ① 野生動物の駆除

- ア 豚舎周辺の野鳥、野生動物の死骸、排せつ物等は除去し、周辺を消毒すること。
- イ 豚舎及び豚舎周辺に生息する野生動物を把握した、駆除プログラムができていること。
- ウ ネズミ、衛生害虫などの侵入を確認する方法を定め、その駆除の方法・手順が明確に文書化され、実施したことが記録されていること。
- エ 殺虫剤等の化学物質を散布・配置する場合、隣接した豚舎への飛散を考慮し行うこと。
- オ 殺虫剤等の化学物質を散布・配置した箇所、薬剤名、散布・配置日、出荷制限期間、担当者名を記録すること。

#### ② 衛生動物の防除

- ア 豚舎周辺の環境が整備されていること。
- イ 豚舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設は、ネズミ、衛生害虫などを防ぐ構造に努めていること。
- ウ 各施設の吸気口、排気口にネット等を備え、ネズミ等が侵入しない構造になっていること。

- エ 豚舎内、豚舎周辺にネズミ等の衛生上問題となる動物が確認されないように努めること。
- オ 豚舎通路への飼料、飲水の飛散がないこと。飼料については、豚房内でも給餌器からこぼれ出ないようにすること。
- カ 施設・設備に破損等がないように努め定期的に保守・点検すること。
- キ 豚糞は、適切に処理され、乾燥していること。

#### (5) 廃棄物（敷料・糞、死体）の取り扱い

##### ① 糞・敷料

- ア 堆肥保管施設周辺の環境が整備されていること。
- イ 汚水が地下浸透しないような構造であること。
- ウ 雨水の流入等により汚水が河川等に流出しないこと。
- エ 悪臭や衛生害虫が発生しないように努めていること。
- オ 定期的な保守点検が行われていること。
- カ 良質な堆肥が生産され、十分に乾燥していること。
- キ 敷料を廃棄する場合は、適切に処理されていること。
- ク 堆肥流通の確保に努めていること。

##### ② 死亡豚

- ア 保管施設周辺の環境が整備されていること。
- イ 悪臭や衛生害虫が発生していないこと。
- ウ 腐敗しないよう保管されていること。
- エ 保管施設は、定期的に清掃・消毒されていること。
- オ 死亡豚は、適切に処理されていること。
- カ 異常な斃死については、届出を行い、家畜保健衛生所の指示等に基づき、適正に処理されていること。

#### (6) 効果的なモニタリング

- ① 上記の保守管理及び洗浄・消毒プログラムでは、モニタリングの方法、頻度、記録付けの方法、及び担当者、責任者が明確にされていること。
- ② モニタリング記録の見直しの手順、方法を明確にし、見直しの結果は、施設の保守衛生管理責任者に報告すること。

### 3. 原材料（素畜、飼料、使用水等）

#### (1) 供給側の生産環境とそこにおける取り扱いの証明

- ① 供給者とは予測される危害と受入れ後の取扱い及び供給側における受入れ前の取り扱いについて、定期的に情報の提供を受けるとともに、危害の最小化に向けての供給者と

の協力関係を明らかにしておくこと。

- ② 素豚の品種、特徴・特性及び供給者と品質保証あるいは、受入れ基準を明らかにしておくこと。
- ③ 飼料及び主要な薬剤・消毒剤など化学物質については、個々の原料ごとに、それらの特徴・特性及び供給者と品質保証あるいは、受入れ基準を明らかにしておくこと。

## (2) 素畜、飼料等の受入れ要件と管理

### ① 導入豚の受け入れ

#### ア 導入豚の準備

##### (ア) 隔離施設の準備

導入豚収容施設は、前回の導入豚をオールアウトした後、清掃、消毒を済ませておくこと。

##### (イ) 設備・器材の点検

柵、給餌器、給水器、換気扇、扇風機、電気系統、発電器機械設備等

##### (ウ) 畜産資材の確認

飼料、ワクチン、薬品及び投与器具類の数量

##### (エ) 給餌器・給水器の準備

- ・ 給餌器

給餌器内は、洗浄・消毒されていること。

- ・ 給水器

給水器は、洗浄、点検され、給水可能であること。

#### イ 導入豚到着日の豚舎内環境等の点検・確認

##### (ア) 温度管理

舎内温度が適切に保たれていること。

##### (イ) 湿度管理

舎内湿度が適切に保たれていること。

##### (ウ) 給水管理

給水設備に水が到達していること。

#### ウ 導入時の健康・衛生管理

(ア) 導入元農場の衛生管理状況を適切に把握すること。

(イ) 個体識別又は豚群の移動記録を確認すること。

(ウ) 導入豚は、臨床的に異常がないこと。

(エ) 導入豚を輸送する車は、洗浄・消毒が実施されていること。

(オ) 輸送時及び到着時の輸送車の車内が適切な環境であること。

(カ) 農場入口に車両洗浄・消毒施設を設置し車両を洗浄・消毒すること。

(キ) 消毒液は、適正濃度であること。

(ク) 導入豚は、隔離施設に搬入し、一定期間隔離飼養すること。

## ② 精液の受け入れ・保管

- ア 購入元の取扱い及び衛生管理状況を適切に把握すること。
- イ 輸入元又は系統記録を確認すること。
- ウ 輸送時の精液は、適切な温度管理が行われていること。
- エ 受け入れ後の保管は、適切な温度管理が行われていること。

## ③ 飼料等の受け入れ

- ア 飼料タンク又は飼料庫は、飼料搬入前又は定期的に清掃されていること。
- イ 飼料運搬車両は、特定添加物等の入った配合飼料と無薬飼料を運搬する場合、車両の区別又は工夫された運搬車両であること。
- ウ 飼料運搬車両は、農場の入口等で適切な消毒を行うこと。
- エ 飼料の外観、色、風味及び品質に異常がないこと。
- オ カビの発生、異物が認められないこと。
- カ 搬入する飼料（飼料原料）は、サルモネラ等の検査を定期的実施している工場由来の飼料で、その検査結果がロットごとに添付されていること。
- キ 飼料、飼料添加物の受入れ記録を保管すること。
- ク 配合されている飼料添加物又は飼料添加剤の名称及び出荷制限期間を把握していること。

## ④ 飼料等の保管・給餌

- ア 飼料の購入計画について決定されていること。
- イ 飼料保管施設及びその周辺を定期的に清掃・消毒を実施すること。
- ウ 飼料保管庫施設内におけるネズミ等、衛生動物の侵入防止対策に努めていること。
- エ 飼料は、適切に保管され、定期的に品質の劣化、カビ等の発生がないかどうか点検すること。
- オ ビタミンプレミックス等の添加物（剤）等は、指定された保管方法で保存すること。
- カ 飼料を給与する前に、飼料に異常がないことを確認すること。
- キ 飼料給与に使用する器具・器材は、清潔なものを使用すること。

## ⑤ 畜産資材（薬剤・敷料）受け入れ・保管

### ア 薬剤

- (ア) 保管庫は、豚の飼育場所と隔離されていること。
- (イ) 保管庫は、整理・整頓されていること。
- (ウ) 運搬車両は、農場の入口等で適切に消毒を行うこと。
- (エ) 包装等に異常がないこと。
- (オ) 低温保管品は、適切に保管冷蔵されていること。

- (カ) 購入薬剤の有効期限が十分に確保されていること。
- (キ) 成分、分量、使用方法等を確認すること。
- (ク) 要指示薬については、指示書内容の薬品と数量が一致しているか確認すること。
- (ケ) 入出庫の記録簿を完備し適切な在庫管理ができていること。

## イ 敷料

- (ア) 保管庫は、搬入前に清掃されていること。
- (イ) 運搬車両は、農場の入口等で適切な消毒を行うこと。
- (ウ) 敷料の外観、色及び品質に異常がないこと。
- (エ) 異物等が認められないこと。
- (オ) 敷料にはカビの発生が認められないこと。
- (カ) 微生物検査を保管状況に応じて適宜実施し、その結果を考慮して使用すること。
- (キ) オガ屑豚舎で使用するオガ屑等は、原料となる木材の由来等に留意して用いること。

### (3) 供給側の保管及び輸送の要件と管理

飼料、素豚、ワクチン等の薬剤及び消毒剤など化学物質について、事前に受取り前の供給者側における保管・管理状況及び輸送の方法を話し合い、取り決め事項を文書化しておくこと。

### (4) 使用水の受入れ要件と管理

- ① 地下水を飲用水として使用する場合は、年1回以上水質検査を受け、飲用水として適していること。
- ② 貯水槽（10t以上）は、年1回以上清掃されていることが記録で確認できること。

## 4. 豚の取り扱い

### (1) 危害の管理（衛生と健康管理）

#### ① 健康管理

##### ア 飼育と環境の適正管理

##### (雌)

- (ア) 飼育日齢にあった飼育面積が確保され、飼養頭数は適切であること。
- (イ) 適切な温度・湿度管理、換気量管理ができていること。
- (ウ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- (エ) 哺乳中の母豚給水量として、設置している給水設備は、適切な水量が確保できること。
- (オ) ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- (カ) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示する適切なワクチンプログラムにより接種をすること。

- (キ) 抗菌性物質等を投与する場合は、獣医師の指示のもとに投与すること。
- (ク) ホルモン剤の使用に当たっては、獣医師の指示によって投与すること。
- (ケ) 薬剤等を投与した繁殖豚は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、個体識別管理を含め、対象豚カード等で明確にしておくこと。
- (コ) 交配時の系統を明確にし、記録し、以降確実に識別可能にしていること。
- (サ) 分娩舎への移動は、ゆとりある分娩を行うため、少なくとも一週間前までの移動に努めること。
- (シ) 分娩時間は、適切な時間を明確にし、母豚、子豚の負担を最小限に努めること。
- (ス) 種豚（雌）の更新は、基準が明確にされ、計画的に実施されていること。
- (セ) 更新する出荷豚及び緊急措置による出荷豚は、健康、安全性を考慮し、選別基準を明確にし、充分確認した上で選別し、識別可能であること。

#### (雄)

- (ア) 良好な飼養環境を保持するため、適切な飼養頭数であること。
- (イ) 適切な温度・湿度管理、換気量管理ができていること。
- (ウ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- (エ) ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- (オ) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示する適切なワクチンプログラムにより接種をすること。
- (カ) 抗菌性物質等を投与する場合は、獣医師の指示のもとに投与すること。
- (キ) ホルモン剤の使用に当たっては、獣医師の指示によって投与すること。
- (ク) 薬剤等を投与した繁殖豚は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、個体識別管理を含め、対象豚カード等で明確にしておくこと。
- (ケ) 種豚（雄）の更新は、基準が明確にされ、計画的に実施されていること。
- (コ) AI及び本交に使用する種豚（雄）は、適切な頻度を決定し、計画的に使用し、記録し、以降確実に識別可能にしていること。
- (サ) 更新する出荷豚及び緊急措置による出荷豚は、健康、安全性を考慮し、選別基準を明確にし、充分確認した上で選別し、識別可能であること。

#### (種豚育成豚)

- (ア) 良好な飼養環境を保持するため、適切な飼養頭数であること。
- (イ) 適切な温度・湿度管理、換気量管理ができていること。
- (ウ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。
- (エ) ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。
- (オ) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示する適切なワクチンプログラムにより接種をすること。
- (カ) 抗菌性物質等を投与する場合は、獣医師の指示のもとに投与すること。
- (キ) 薬剤等を投与した豚群は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録

し、投与豚群は識別可能であること。

(ク) 種豚選抜基準を明確にし、候補豚を決定していること。

#### (哺乳子豚)

(ア) 分娩直後の子豚は、清潔な布又は水分吸着剤等を用い、体膜を剥がさないように乾燥に努めること。

(イ) 分娩後の子豚は、豚群を明確にし、以降確実に識別可能にしていること。

(ウ) 分娩後の子豚を里子に出す場合、以降確実に豚群識別可能にしていること。

(エ) 良好な飼養環境を保持するため、適切な飼養頭数であること。

(オ) 適切な温度・湿度管理、換気量管理ができていていること。

(カ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。

(キ) ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。

(ク) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示する適切なワクチンプログラムにより接種をすること。

(ケ) 抗菌性物質等を投与する場合は、獣医師の指示のもとに投与すること。

(コ) 薬剤等を投与した豚群は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、投与豚群が識別可能であること。

#### (子豚 (離乳後))

(ア) 離乳時の体重は、豚群の変動係数として基準を明確にし、以降の健康管理に活用すること。

(イ) 良好な飼養環境を保持するため、適切な飼養頭数であること。

(ウ) 適切な温度・湿度管理、換気量管理ができていていること。

(エ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。

(オ) ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。

(カ) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示する適切なワクチンプログラムにより接種をすること。

(キ) 抗菌性物質等を投与する場合は、獣医師の指示のもとに投与すること。

(ク) 薬剤等を投与した豚群は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、投与豚群は識別可能であること。

#### (肥育豚)

(ア) 良好な飼養環境を保持するため、適切な飼養頭数であること。

(イ) 適切な温度・湿度管理、換気量管理ができていていること。

(ウ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。

(エ) ビタミン剤、駆虫薬等を用いる場合は、適切な投与プログラムにより投与すること。

(オ) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示する適切なワクチンプログラムにより接種をすること。



- (カ) 抗菌性物質等を投与する場合は、獣医師の指示のもとに投与すること。
- (キ) 薬剤等を投与した豚群は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間、担当者名を記録し、投与豚群は識別可能であること。
- (ク) 出荷する肥育豚（肉豚）は、体重、健康、安全性を考慮し、選別基準を明確にし、充分確認した上で選別し、識別可能であること。

#### 〔自家採取精液〕

- (ア) 精液採取用具は、使用後毎回洗浄・消毒・乾燥されていること。
- (イ) 精液採取用雄豚の包皮先端の毛は、短く処理しておくこと。
- (ウ) 採取前に、清潔な手袋を装着し、尿溜りを搾り出すこと。
- (エ) 採取前に、濡れタオルを絞り、種豚（雄）下腹部の汚れを丁寧に拭き取り、その後乾燥タオルで乾かすこと。
- (オ) 採取直前に、手指の洗浄・消毒を行い、清潔な手袋を装着し採取すること。
- (カ) 採取した精液は、直ちに活力・精子数等の検査を行うこと。
- (キ) A I 用精液の基準を明確にし、系統識別していること。
- (ク) A I 用精液の希釈基準を明確にしていること。
- (ケ) 使い捨ての精液採取器具については、再使用しないこと。
- (コ) 精液採取容器は、採取時の適正な温度を保てるようになっていること。
- (サ) 希釈精液は、適正な保存容器に分注し適正な温度で保管すること。
- (シ) 採取室の床面は、滑りにくい材質にし、偽牝台の高さは適正に調整できること。
- (ス) 精液採取室は、精液採取を実施する人の安全を考慮した構造であること。

#### 〔購入精液〕

- (ア) 恒温器の設定温度を明確にし、管理していること。
- (イ) A I 用器具は、清潔に保たれていること。
- (ウ) 注入方法が明確にされ、実施されていること。
- (エ) A I の頻度及び注入時間を明確にし、精液の系統と種豚（雌）の識別を可能にしていること。

#### イ 飼料給与

- (ア) 適切な飼料設計に基づいて決定されていること。
- (イ) 農場で飼料添加物を追加する場合は、飼料内に均一に混和すること。
- (ウ) 飼料添加物等は、用法・用量どおりに給与されていること。
- (エ) 飼料給与は、1日複数回に分け、各飼育ステージの要求を満たすように努めていること。
- (オ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。

#### ② 衛生管理

## ア 出荷前の餌切り

出荷前の餌切りは、出荷先を考慮し適切に行われていること。

## イ 飼育環境

飼育密度が適正に保たれ、豚の健康を阻害しないに飼育条件になっていること。

## ウ 薬剤投与

- (ア) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示する適切なワクチンプログラムにより接種すること。
- (イ) 導入豚にワクチン接種を行う場合は、素豚のワクチンプログラムを参考にして獣医師の指示により接種すること。
- (ウ) 抗菌性物質等を投与する場合は、獣医師の指示のもとに投与すること。
- (エ) 要指示薬・使用規制対象医薬品を投与した場合は、指示書、出荷制限指示書を適切に保管する。指示書については、使用者記入欄に指示薬の使用場所・頭数など必要な情報を記載すること。
- (オ) ワクチン及び抗菌性物質製剤・殺虫剤等の化学物質を使用した場合、薬剤名、使用量、使用日時（期間）、使用ロット（箇所）、使用者の記録が明確であること。

## エ 毎日の管理

- (ア) 豚舎は、毎日衛生的に管理されていること。
- (イ) 豚の健康状態を毎日確認し、健康管理に努めていること。
- (ウ) 日常的に使用する器具、機器は、清潔に保たれていること。
- (エ) 日常的に行う見回り作業（巡回作業）は、監視・測定する項目を明確にし、異常時には直ちに処置を行うこと。
- (オ) 豚の異常及び異常な斃死を確認した場合については届出を行い、家畜保健衛生所の指示等に基づき、適正に処理されていること。
- (カ) 斃死については、毎日記録し、残存状況が確認できること。
- (キ) 死亡豚の有無を毎日確認し、産業廃棄物処理業者と連携し、速やかに処置すること。

## オ 有害微生物の管理

特にサルモネラ、カンピロバクターについては、出荷先（と畜場）とのコミュニケーションを図り、効果的な対策が講じられていること。

## (2) 生産時の保守管理及び人の衛生

- ① 飼育期間中の温度・湿度管理は、日常的に健康状態を確認しながら、管理されていること。
- ② 飼育者の衛生管理は、清潔に注意して飼育作業に臨んでいること。旅行や他の農場を訪

問したときには、適正な検疫期間（ダウンタイム）を守り、病原体の持ち込み防止に努めること。

### **(3) 文書化及び記録**

- ① 文書化を必要とする文書を明確にし、確実に文書化すること。文書は少なくとも1回／年の見直しを行い、必要に応じて更新し、常に最新版が利用できるようになっていること。
- ② 記録付けを必要とする記録を明確にし、記録用紙を定め、確実に記録付けを行うこと。記録ごとに保管期間等を明確にし、劣化しないように管理されていること。保管期間は法令に定められているものについては、これに従うこと。
- ③ その他、文書化及び記録については、第I部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を満たすこと。

### **(4) 回収・処置手順**

出荷先（と畜場）と話し合い、回収・処置の手順・方法を確立し、文書化し、保持し、更新すること。出荷先に規定がある場合は、これに従うこと。

## **5. 出荷豚の運搬**

### **(1) 車両及び器具の必要条件**

- ① 出荷豚の運搬に使用する車両や器具は、出荷豚を汚染させないように、設計され適切な清浄性を有し洗浄できるような構造であること。
- ② 出荷に必要な車両や器具は、清潔に保ち、速やかに利用できるよう準備しておくこと。
- ③ 運搬を外部に委託する場合は、清潔で衛生的に運搬できるよう事前に必要事項を取り決め、文書化しておくこと。

### **(2) 車両及び器具の保守管理**

- ① 出荷に必要な車両、器具の保守・衛生管理の手順を明確にし、文書化し、保持し、更新し、実施の記録が保持されていること。  
外部に委託する場合は、実施記録を確認すること。
- ② 出荷車両は、車両全体を消毒すること。
- ③ 消毒液は、適正な濃度が維持されていること。

### **(3) 出荷豚の衛生管理**

- ① 出荷豚は、臨床的に異常が認められないこと。
- ② 注射針残留豚又は残留可能性豚は、識別し管理すること。
- ③ 投薬経歴のある豚又は豚群は、休薬期間を過ぎたものであること。
- ④ 出荷豚の体表が汚れていないように努めること。

- ⑤ 車両消毒施設の準備ができていないこと。
- ⑥ 出荷に使用する車両は、事前に洗浄・消毒されていること。
- ⑦ 衛生的な方法で輸送されること。

## 6. 出荷豚に関する情報及び出荷先の意識

### (1) 出荷先からの情報収集

あらかじめ、出荷先と協議して、相互のコミュニケーション方法を取り決めておくなど情報収集に努めるとともに、出荷先からの適正な要望事項については改善に努めるなど適切に対応すること。

### (2) 出荷先への情報提供と出荷先の意識

出荷先に対して適正な扱いに係る情報及び群（及び個体）の判定が容易にできるように以下の情報を提供すること。一方、出荷（処理）業者はこれらの情報を正しく理解し、病原菌の保菌や感染を防止するような衛生上の十分な知識を持つこと。

- ① 飼育舎の構造（飼育舎の構造は図面で示されていること）
- ② 素畜業者名
- ③ 品種及び系統(群の識別)
- ④ 素畜導入年月日及び飼育期間
- ⑤ 出荷頭数
- ⑥ 疾病及び事故の履歴
- ⑦ 薬剤（ワクチン含む）投与の履歴
- ⑧ 注射針残留豚又は残留可能性豚情報

## 7. 従事者の衛生と安全

### (1) 豚舎内で従事する者

#### ① 従事者の健康

従事者は、1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。作業に従事する上での安全を確保する器具（ヘルメット、安全靴、ゴーグル等）を常備していること。

#### ② 従事者の清潔

ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。

- (ア) 豚舎に出入りする時
- (イ) 豚糞・敷き料や土壤に汚染されていると思われる器具類に接触した時
- (ウ) 豚体（死亡豚含む）に接触した時
- (エ) 用便後

(オ) 作業終了後

- イ 従事者は、豚舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用すること。
- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。
- エ 履物は、豚舎毎に履き替えるか、豚舎外に設置した踏み込み消毒槽で十分に消毒を実施すること。
- オ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するとき専用の場所で行うこと。
- カ その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。

### ③ 従事者の品行

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不衛生な行為を行わないこと。

## (2) 豚の搬入に従事する者

### ① 従事者の健康

従事者は、1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。

### ② 従事者の清潔

- ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。
  - (ア) 豚舎に出入りする時
  - (イ) 豚糞・敷き料や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触した時
  - (ウ) 豚体（死亡豚含む）に接触した時
  - (エ) 用便後
  - (オ) 作業終了後
- イ 従事者は、豚舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着等、長靴を着用すること。
- ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。
- エ 履物は、豚舎毎に履き替えるか、豚舎外に設置した踏み込み消毒槽で十分に消毒を実施すること。
- オ その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。
- カ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するときは専用の場所で行うこと。

### ③ 従事者の品行

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不衛生な行為を行わないこと。

## (3) 豚の搬出に従事する者

### ① 従事者の健康

従事者は、1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。

### ② 従事者の清潔

ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。

(ア) 豚舎に出入りする時

(イ) 豚糞・敷き料や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触した時

(ウ) 豚体（死亡豚含む）に接触した時

(エ) 用便後

(オ) 作業終了後

イ 従事者は、豚舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用すること。

ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。

エ 履物は、豚舎毎に履き替えるか、豚舎外に設置した踏み込み消毒槽で十分に消毒を実施すること。

オ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するときは専用の場所で行うこと。

カ その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを着用すること。

### ③ 従事者の品行

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不衛生な行為を行わないこと。

## (4) 外来者の衛生

上記（1）～（3）に示した従事者の衛生を基本に、立入り場所、活動の内容を考慮して、外来者が守るべき規約を定め、外来者に周知すること。

## 8. 従事者の教育・訓練

### (1) 衛生意識及び責任感

養豚従事者は、豚肉の生産にあたっているという認識のもと、衛生管理の維持、向上のために、衛生的な飼養管理を行う心構えとその方法、家畜衛生に関する基礎知識などを理解するための教育・訓練を受けなければならない。

### (2) 教育・訓練プログラム

#### ① 従事者

ア 農場の衛生管理に関する基本方針の理解

イ 家畜衛生及び食品衛生並びに関連法規に関する概論

- ウ 施設、設備の構造と一般的衛生管理基準
- エ 農場で起こりうる家畜衛生上の具体的危害とその防止方法
- オ HACCPの概論  
(畜産物生産過程に係る危害、危害の発生要因、防止措置、モニタリング方法、改善措置、検証方法及び記録文書に関する概論)
- カ 豚、飼料、薬剤、器具器材などの衛生的取扱い方
- キ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理

## ② アルバイト

- ア 農場の衛生管理に関する基本方針
- イ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理
- ウ 各作業における一般衛生管理マニュアルの修得

## (3) 研修及び管理（教育効果の確認）

教育訓練の効果を測る評価基準を明確にし、研修後に効果を評価し、記録すること。

## (4) 再教育・訓練

研修後の研修効果確認において、所定の効果が認められない場合は、再教育・訓練を行うこと。

## 9. 重要管理事項

豚の健康管理、抗菌性物質等薬物の残留、注射針の残留、有害微生物の異常汚染に関わる衛生管理は、安全で品質の高い畜産物を生産するための基本となる衛生管理基準である。以下の(1)から(4)の要求事項を確実に満たさなければならない。

### (1) 豚の健康管理に関わる要求事項

#### ① 要求事項

- ア 臨床的な健康状況のチェック基準を明確にし、文書化していること。
- イ 異常豚確認の手順・方法、判定基準を明確にし、文書化していること。
- ウ 異常豚の隔離、治療、淘汰の手順・方法、判断基準を明確にし、文書化していること  
(獣医師の指示の厳守が含まれていること)。

#### ② 検証

- ア 異常豚の隔離、治療、淘汰記録の確認
- イ 獣医師の指示書の確認
- ウ 病性鑑定書の確認

### ③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、認証基準の第Ⅰ部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

## (2) 抗菌性物質等薬物の残留に関わる要求事項

### ① 要求事項

- ア 抗菌性物質等薬物投与及び中止の手順・方法を確立し、文書化していること（獣医師の指示の厳守が含まれていること）。
- イ 投与の記録を保持すること。
- ウ 識別の方法を定め、文書化していること。
- エ 隔離の基準を明確にし、文書化していること。
- オ 目視検査等適切なモニタリング方法を決定し、文書化していること。

### ② 検証

- ア 識別の実施状況（徹底されていること）
- イ 獣医師の指示書の確認
- ウ 投薬記録の確認
- エ 残留検査の結果の記録

### ③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第Ⅰ部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

## (3) 注射針の残留に関わる要求事項

### ① 要求事項

- ア 予防、治療などに用いた注射針管理の手順・方法を確立し、文書化していること（獣医師の指示の厳守が含まれていること）。
- イ 接種の記録を保持すること。
- ウ 注射針残留個体又は注射針残留可能性固体（群）については、識別の方法を定め、文書化していること。
- エ 隔離、識別の基準を明確にし、文書化していること。
- オ 目視確認等適切なモニタリング方法を決定し、文書化していること。
- カ 識別の実施報告が徹底されていること。
- キ 獣医師の指示書の確認
- ク 接種記録の確認
- ケ 残留確認結果の記録



② 検証

- ア 残留可能性豚の識別方法の確認
- イ 注射針管理状況の確認
- ウ 出荷準備時確認方法の確認

③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第Ⅰ部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

(4) 有害微生物の異常汚染に関わる要求事項

① 要求事項

- ア 出荷先等から問題と成り得る有害微生物検査情報を入手し、軽減に繋がる手順・方法を確立し、文書化していること（必要に応じて獣医師の指示の厳守が含まれていること）。
- イ 対応方法の実施記録を保持すること。
- ウ 有害微生物検査情報の収集において、出荷先とのコミュニケーション方法を定め、文書化していること。
- エ 対応方法の実施記録
- オ 出荷先における有害微生物検査結果の記録

② 検証

- ア 出荷先とのコミュニケーション実施状況の確認
- イ 対応方法の実施記録
- ウ 有害微生物検査結果の記録

③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第Ⅰ部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。